

をもたせることである。われわれは都市に原爆攻撃を加えるイニシエティブをとる意思はないこと、新しい原子兵器は敵が都市攻撃に使用しないかぎりにはたゞ侵入軍壊滅のためにのみ使用されることを明かにすれば、西欧人の確信の助けになり、結局目的が達せられるであろう。」⑥

また別の論文でも、巨大な戦略爆撃部隊の使用は「問題外」もしくは「時代遅れ」であると述べているが、これらの所説からも知られるように、原子兵器を大量破壊兵器として敵国都市攻撃に使用することは、単なる必要性の有無の問題ではなくして、全くの無畏な自暴の戦略である。そして原子兵器は、之を都市への無差別爆撃への使用を除き、戦場における戦術兵器として、また稀な必要性の場合にのみ、大なる軍事目標への戦術兵器として使用されるのが最も望ましいことと考えられるのである。⑦

注 ① 拙稿73～74頁と83頁

② ブラケット同論文

③ ハート同論文

④ ハート「水爆と平和」昭和29年10月4～7日朝日新聞所載

⑤ 同上

⑥ 同上

⑦ ブラケットも幾分皮肉に次のようにのべている。

「大量破壊に利用しうる兵器とそうでない兵器との区別よりも、おそらくはるかに重要を区別は、ある兵器を敵の兵力に対して使用する場合と一般市民に対して使用する場合の、昔から問題にされている区別である。……アメリカとイギリスの空軍は、彼等が創始したことを奇妙にも誇ついていると思われる地域爆撃戦法を棄てることを現在では嫌っているが、米英両国の市民が、この軍事理論が自分たちの国にもたらす危険を十分知るようになった時には、この状況は一変するかもしれない。」とのべ、軍事目標主義の意義を重視している。(同書320頁) またラドフォード統合参謀本部議長が、戦略原爆空軍を認めた理由の一つは、最近、精密爆撃法が完成し、原爆被害を軍事目標に正確に限定することができるようになったという点にあつたといわれている。

り400個師団程度の陸軍力を配備し、しかも内線の利を利用して作戦せしめうる。自由陣営はこのような大兵力を第一線に動員することは不可能であり、共産側の圧倒的な大兵力に対抗するためには、原子兵器を使用する外はない。もし原子兵器を使用し、ドイツ軍の参加を実現しさえすれば、ヨーロッパにおいて積極的な陸軍戦略(攻撃)を採用できる。われわれはNATOの最高会議(1954年12月)で、「ある報告書」に承認を与えた。それはNATOの軍事力の最も有効な形態に関するもので、大戦争が起つたら原子兵器を使用することを想定したものであつた。このため

(1) 原子兵器で武装した戦略空軍に重点を置き、即刻しかも圧倒的に奇襲攻撃が加えられるようにする。

(2) 海軍力を増強し、自由自在に集散離合して、同盟諸国の海軍力と協力し、敵を搜索撃滅し、海上交通線を有効に支配維持する。」と。

## (二)

原子兵器を大量報復として使用する意図に根ざすNew Look政策には可成りの批判がある。それは第一に戦争の実際において、報復というものがどの程度確実に、その名の通りに実行されるかという問題である。第二次大戦における英独両国空軍の相手国都市への無差別爆撃についての弁明にもみられるように、①しばしば報復は相手国の報復を誘い、結局、双方が原子兵器を以て相斗う、原子戦争の様相を呈することが予想され、勝敗よりも、むしろ殆んど両者の自殺行為となつてしまふのではないかと懸念されるのである。ブラケットもその論文で、主としてディーンの著書を紹介しながら、アメリカのNew Look政策のもつ欠陥を指摘し、②ハートは「水爆は「総力戦」における「勝利」追求の目的をナンセンスに化してしまふ。「総力戦」といい「勝利」という言葉、およびこの二つの言葉、およびこの二つの言葉の意味する考え方は、いまや全くこつけないものとなる。戦争が起つたら「その戦争に勝とう」などと希望したり、口にのぼせたりするひとがあつたら、そのひとはこつけないよりももつと悪く、それは、その国と人類全体を脅かすものである」と述べ、さらに「New Look戦略は出現するやいなや又は時代遅れのものになつた。水爆は大規模戦争誘発の危険を減じさせる程度だけ、広範囲の局地侵略による「限定戦争」の可能性を増大させる。」と極言し、③「今日世界戦争が起れば、それは全面的自殺、われわれの知つてゐる文明の終りである。」とのスレッサー前英空軍参謀総長の言葉、及び「原子兵器を使用する戦争は決斗どころか両者同時自殺である。」とのテグダー空軍中將の言葉を引用した。④しかも第二次大戦末期のドイツ軍によるV1号V2号兵器の使用にみられたように、原子兵器をもつた相手国を窮地に追いこめること、つまり戦争の「結着を求める」やり方は、相手国の最後の手段として、或いは自暴自棄の手段として、容易に原子兵器の使用を導く結果ともなるであろう。⑤そして泥棒が窮地に追込まれない限り決して殺人はしないという警察の経験が替える教訓を肝に銘ずることが必要となつてくるのである。

さらにこのようなNew Look政策批判からハートは次のように述べている。

「今日最も緊急で重要なことは、西欧国民に自殺せずに効果的に防衛できるとの確信

ものがある。その発達是非常に著しく、原子兵器は實際上アメリカ陸海空三軍の普通兵器たるの地位に到達している位である。アメリカでは陸海空軍ならびに海兵隊がそれぞれ原子兵器を戦斗に用いるようになってきている。」と述べた。

また翌1954年1月には、ダレス國務長官が「われわれの選ぶ手段と地位で報復するという大きな力に主として依存する。」との基本的決定を下し、さらに同年3月、エクソン副大統領が「われわれは新しい原則を採用した。共産主義に世界中で小規模戦争を行うことを許し、われわれがじりじり亡びてゆくのではなく、われわれは将来の大量の機動的報復力に依存するであろう。」と「大量破壊」の新兵器による戦略爆撃の可能性を示唆するに及んで、アメリカの採り始めた所謂「New Look」軍事政策と戦略は可成りはつきりとした形を見せるようになってきた。

注 ダレス長官は同年3月16日の新聞記者会見では次のように言明した。

「実際われわれは報復の必要な場合には直ちに報復に出るかもしれないのであるが、私はわれわれが直ちに報復するであろうとは1月の演説のなかのどこにもいっていないのである。直ちに報復のできる能力をもつことが大切な点なのである。……大量、即時報復能力は戦争を阻止する非常に強い力をもっているから、われわれはソ連圏の周辺2000マイルにわたって局地防衛策を講ずる必要はなくなった。」と。そして1957年までにアメリカ軍隊の兵力が345万名から281万5000名に一すなわち約65万、ほぼ18%を一減少することが希望されていた。

そして同年の暮の12月、パリーで開かれたNATOの加盟国理事会において、原子兵器の使用を基礎としてNATOの作戦計画を立てることを決定したが、こゝでは原子兵器は、敵国の侵略に対抗する場合にのみ、しかも戦術的使用のみに用いられ、戦略的使用を含まないと言明されている。

注 アメリカ国防省にもたされたグランサー報告は

- (一) もし第三次大戦が起るとすれば、それは全面的な原子戦争となるであろうこと。
- (二) そして戦争は開戦初頭の約十時間で、相互の打撃が最高頂にたつし、それで大勢がきまるか、或はきまらぬときは、その後は互いに「背骨を折られた」同志の、長期陰惨な前世紀的な斗争となるであろうこと。
- (三) 現在の各国軍の装備、編成は、このような原子戦争には極めて不適當であり、高度な機動力(特に航空機動力)をもつた精鋭な小区分の軍隊に早急に改編される必要があること。を強調したいといわれている。高橋甫「原子戦略の現段階と基地問題」『世界』昭和31年2月号73~83頁参照

しかしこれは相当思い切つた極端な意見であり、殊にここにいう将来戦の見通しは正鵠を射たものといふことはできない。

先述の通り、英国は国家の安全を傷つけず経費の節約できる原子戦略を採用する傾向にあつたが、このことは1955年の国防白書の序論にはつきりと示されている。即ち「ソ連邦と東欧諸国は約600万の現有兵力と驚くべき多数の予備兵力をもっている。ドイツの正面においてソ連軍は30日以内に優に100個師団を、東西両正面の全域にわた

た時から、他國に先んじて空軍の戦略的効用性を強く主張する所謂ドゥーエ理論の最大の実践者であつたが、⑤第二次大戦後、この傾向は一層強化され、戦略の重点を空軍と原子爆弾とに切りかえ、陸海軍を傍系的地位においやつてしまつていた。そして原子兵器をもつた小國は大国と堂々と四つに組んで戦争することができ、この兵器によつて兩國が刺ち違えるということになれば、大国に歩が悪くなるというのがチャーチル首相はじめ英國の戦略家の考える所であつた。⑥1952年6月英國參謀本部はこの構想をアメリカ統合參謀本部に提出したが、当時、原子爆弾を保有する大国としてのアメリカには、これを受け入れるだけの余地がなかつた。というのは、それ以前1949年頃からアメリカの軍部においてラドフォード統合參謀本部議長その他の代表者がアメリカの原爆政策につき戦略空軍の拡充には強硬な反対を唱えてきており、その理由は「原爆報復による威嚇によつては戦争勃発は防げない。アメリカが準備している強大な破壊力の懸念をかきならしつづけるのは冷戦戦略としては下策である。大量殺戮戦は引合わない。軍事的勝利をもたらしても、政治的にも経済的にも無意味となる。」というのであつた。

注 ①ラップ、同書3～8頁

②Brodie, *ibid.*, P. 71.

③*ibid.*, P. 24～27.

④Dunn, *ibid.*, P. 4

⑤Hart, *ibid.*, P. 63～69. and P. 71～72. 抽稿69頁以下

⑥リツデル・ハート「將軍たちと爆弾」朝日新聞昭和29年6月11日所載

英國空軍司令官スレッサー卿が、アメリカ国防省へ携えていつた書類は当時の英國軍部筋の見解を端的に示したもので、「有事に備えて、NATOが戦術空軍1万機と97個師を準備するという戦略は、人力の供出及び経済的困難からして各國は喜んで長く支持するようなことはない。英軍首脳部の一致した意見はアメリカの原子動力による対ソ報復力が、他のいかなる要素にもまして戦争を阻止し、また勝利に導くということである。」としている。原泰信「戦争技術の革命—「周辺作戦」の技術的基礎—」『世界』昭和29年4月号93～101頁参照

このようなアメリカ軍部の原爆空軍に対する考え方は、生産費の安い、小型軽量で威力ある水素爆弾の発明に伴い、順次改められ、1953年12月アイゼンハワー大統領が国連総会で「原子力國際プール案」を説明した時には、

「原子爆弾は今日では原子時代がこの世界を初めて訪れた当時の原子爆弾の25倍以上の強さを持つており、一方水爆兵器はTNT爆薬の数百万トン分に相当する力を持つてゐる。今日アメリカの原子兵器保有量はいうまでもなく日にまし増加して、第二次世界大戦の全期間中にあらゆる戦場であらゆる飛行機や大砲から発射された一切の爆弾及び砲弾を合計した額の幾倍にも上る位になつてゐる。

空母や陸上基地を飛立つた僅か一個連隊の飛行機は、飛行圏内の目標に対し、その威力において第二次大戦の全期間で英國に落された爆弾全部にまさる破壊力を持つた物を投下することができる。

原子兵器の発達はその大きさにおいても種類においてもこれに劣らぬ位に目ざましい

原則に従い、戦場での戦術的使用及び軍事目標主義による戦術的使用のみが原子兵器の合法的な使用方法であるということが出来る。国際法上全面的な原子兵器の使用禁止が、戦争の惨禍を和らげる意味で最も望ましいことではあると考えるが、国際法の現段階においては、それは実現可能性なき夢であり、むしろ現実的立場から、その使用を認め、たゞその使用方法に确实な国際法的規律化をなすこと、つまり軍事目標主義による原子兵器の使用を国際法上、有効な合法的な使用方法とみなすことに一つの妥当な結論を求めねばならぬのである。

注、1949年4月、スイスのジュネーブで開かれた国際赤十字外交官会議は平和的人民の保護に関するジュネーブ条約を採択した。これについては J. S. Pictet; "The New Geneva Conventions for the Protection of War Victims" A. J. I. L. 1951. P. 462~475.

また1954年4月6日から13日まで同地で開かれた国際赤十字専門委員会は空戦および盲目兵器の危険に対する一般住民及び戦争犠牲者の法的保護の問題について、綿密な審議討論を行った。これについては榎本重治「ジュネーブにおける空戦及び盲目兵器に関する赤十字専門委員会の議事概要」国際法外交雑誌 第五十三巻 第四号

## 第五節 原子兵器と将来戦

以下に第二次大戦后における原子兵器の主として軍事面からみた諸発展について述べてみたい。

### (一)

原子兵器の発明使用が将来戦の軍事政策及び戦略に及ぼした劃紀的な影響は、当時、唯一の原子兵器所有国として、その強大な力への信頼と共に、それに対するある種の恐怖感を抱いていたアメリカの識者による言明からも充分にうかがうことができる。ラッパは「一つの世界か無か!……黒か白か……ねずみ色の存在は許せなくなつて来た」といい「ボタン一押し戦争」の到来について語っており、①ブローディは「絶対兵器」という書名の本で、原子爆弾による戦争の革命は、将来戦をして僅々数日をもつて勝敗を決する電撃戦争となるとし、②この爆弾が主として都市攻撃に用いられることを前提に、勝敗を問わず、すべての交戦国の全面的崩壊を予想した。③

しかしながら、その後英国、ソ連が原子兵器を所有すると共に、このような見解は相当修正を必要とされ、原子兵器を普通兵器の中に加えた新しい軍事政策が生まれ出したように思われる。

ダンはその論文の始めに、原子兵器は従来の戦争の基本的性格それ自体を変更する革命的なものであり、この兵器の発明によつて、大国と小国との軍事力の比較が、以前程に重視されなくなる、つまり原子兵器を所有する小国は大国と同様の力をもつており、またこの兵器を使用する用意あることによつて充分大国に対抗しようと述べたが、④このような考えは、その軍事力において米ソ両国より相当劣つていることを自認する英国において、まづ採用されたようである。元來英国は戦争に空軍が使用され始め

けたオツペンハイマーの言明が、報復を恐れる必要なしとの前提に立つたものであると述べ、逆に以後の報復を恐れねばならぬ事態の発展についてくわしく説明している。(ibid., P. 73~78 and P. 91~94)

③ 拙稿83頁

④ ブローディはこの理由から、原子爆弾は使われぬかもしれぬと言っている。(ibid., P. 83. and P. 88)

⑤ 「もしある国が、その兵器庫に原子爆弾をもつたならば、他のすべての自己を大切にす国家は、できるだけ早くその兵器庫に原子爆弾をもつてであろうと考えてよい。亦もし原子爆弾が将来の何れかの大战において交戦国により使用されるものとすれば、その一方の使用に対する唯一の有効な抑制は、他方が第二次大战中、ガスに関して我々が準備したように、同じ原子爆弾で徹底的に報復する用意ありとの確信のみであろうと考えられる。」(Turlington; ibid., P. 165~166) その他、ダン(ibid., P. 16) ストウエル(ibid., P. 787.) ブラックett(同書304頁)も報復への恐怖について語っている。

政治的観点からみた原子兵器使用については、アメリカの原爆攻撃により数十万人の無差別殺戮を蒙つた日本国民に与えた政治的経済的影響が、原子兵器の無差別使用もたらす数多の政治的諸結果の重大性をはつきりと示している。特に大战后アメリカ軍の日本占領という事態の発展に伴い、この原爆投下の被占領国日本の国民に対する心理的影響が、アメリカの日本占領政策に多くの好ましからざる陰影をなげかけたことは明かである。たゞこの場合、それは原子兵器という新兵器を使用したこと自体への非難を含めたものではあるが、これが戦場において、亦は純粋な軍事目標に対して使用されたものであつたならば、その非難とそれに伴う政治的責任は可成り軽減されていたのではないかと思われる。

また原子兵器使用については別の政治的観点、つまり世界の与論との関連性についても充分の考慮が払われねばならぬ。原子兵器使用禁止を求める世界の与論の動向については先にも述べたが、これは、主として原子兵器使用が必然的に多数の平和的人民の生命を奪い去るものであるとの固定化した観念を背景としたもののように思われる。従つて、原子兵器の使用を平和的人民の生命に危険を及ぼさない戦場の軍隊及び純粋な軍事目標に限定することにより、この与論の反対は相当に緩和されるのではないだろうか。この点についてはディーンも朝鮮戦争におけるナバーム弾の使用に対し何の反対もなかつたことから、原子兵器を戦術兵器として使用することは可能であり、亦それに対完全しては何の非難もなされないであろうと述べている。①いうまでもなく原子兵器使用のな禁止は世界の与論の強く希望する所であろうが、戦争における必要性の問題が、この希望を必ずしも充分満たしえぬ場合、その使用方法が、戦争法の基本原則にそうにより、具体的に軍事目標主義を遵守することにより、辛うじて世界の与論の反対に弁明することができるのである。

注 ①ディーン同書100~102頁

以上に述べてきた所から明かなように、平和的人民の生命尊重という戦争法の基本的

た艦隊が相当広範囲に散開航進するならば、一発の原子爆弾にてよく全艦隊を撃破するなどとは到底考えられないことである。しかも原子兵器はその大きさにおいても種類においても各種各様の発達を見せているから、①その目的に応じた大小の型の原子兵器を随時、適当に使用し、特に陸上戦闘の場合、自国軍隊の進撃を迅速ならしめるためにも、放射線による戦場汚染をさけるよう充分の注意が払われ、半減期の短い原子兵器が使用されるということにもなり、将来原子兵器の戦術的使用は普通兵器の使用と同様に効果的なものといえることができる。なお、兵器の戦術的使用と戦略的使用の区別は実戦面にてしばしばなされる可成り重大な分類ではあるが国際法上はこれら何れに使用されるかということよりも、その兵器の使用によつて平和的人民の生命にいかなる影響を与えるかということに重点が移るため、主としてそれと直接関係ある戦略的使用、敵国本土深く侵入した空軍の爆撃における軍事目標主義のみを特別に論議するのである。②

注 ① デイーンも同様のことを述べている。同書101頁

② 280ミリ口径の大砲から発射される小型原爆を含め、種々の形態の原子兵器が存在する。デイーン、同書105～106頁

③ 拙稿62頁注参照

「報復への恐怖」と原子兵器との関係については、この兵器の最初の使用が、それに対して報復すべき兵器も手段もなく、日本が軍事的に無力化してしまった状態の下で、抗戦力への最後の止めの一突きとしてなされたものであることを知らねばならぬ。①従つてこの時には報復への恐怖ということは全然考慮の余地がなかつたのであるが、②アメリカによる原子兵器独占の時期が去り、各国が原子兵器を所有するという現状においては、報復への恐怖が原子兵器使用に対する強い抑制作用をなすのは明かである。殊にその攻撃が平和的人民おも含めた無差別爆撃の性格をもつときは、第二次大戦中の英独両国空軍の報復爆撃の例にもみられるように、③直ちに自国都市への敵国空軍による原爆攻撃を予想しなければならない。種々の理由を伴つて、国家は原子兵器を先に使用すること自体に相当の困難を意識している状況下にては、一発の原子爆弾使用がその十倍の原爆報復攻撃を誘発するかもしれない。④しばしば原子兵器は絶対的な革命兵器とみられているため、他の兵器がその使用の有無ではなく、ある使用方法に対してのみ報復的使用がなされるというとは異なり、原子兵器使用それ自体に報復の観念が密接に結びつく傾向があり、⑤これが一層、他の兵器以上に原子兵器の使用方法についての合法性への要求ともなつてくるようである。

注 ① 「今日まで、たつた二個の原子爆弾が戦争兵器として使用されたにすぎない。それは所謂「戦術兵器」として、戦場における軍隊にたいして使われたのではなく、「戦略兵器」として、交戦国民の戦争継続力にたいして用いられたのである。それはアメリカによつて使われ、わが方の制空権下にある空中で作戦した飛行機により、わが本国にたいして何らかの有効な方法で報復しうる能力をもたない敵にたいして投下されたのである。」(デイーン同書96～97頁)

② ブローディは、原爆発明当時「ボタン一押し戦争」と原爆の侵略兵器としての使用を結びつ

ウィック、ラウターバクト等の国際法学者の原子兵器使用反対の意見も、原子兵器の広範な行動範囲と破壊面積を前提として、その使用の合法性を疑つたものであり、亦このような原子兵器使用、即軍事目標主義違反という断定的態度に基づいて、原子兵器使用反対を主張するのが大方の傾向と思われるからである。②

軍事目標主義は、軍事的必要性からくる精力集中主義、ヒューマニズムに基づく平和的人民の生命尊重、報復への恐怖、敵国民への政治的考慮等の種々の理由から、兵器使用に関する最も合理的な法的規制として、職業軍人、軍事評論家、国際法学者により認められてきた所でもあるが、③もし同様の理由が原子兵器の使用についてもあてはまるとすれば、軍事目標主義は原子兵器の合法的な使用方法を法的に規制するものといふことができるのではないだろうか。つまり、軍事目標主義を原子兵器についても適用することができるならば、原子兵器につき何ら新しい法的規制をなすことなく、その使用を合法化しようというのである。

注② 川上、同論文73~74頁

川上、「原子戦争と平和的人民」関西法政論叢第一巻第一号 1~15頁

③ 軍事目標主義は、ハーグ空襲法規案第22条~第26条に簡潔に示されており、その意義については拙稿「空襲と軍事目標主義」愛媛大学紀要(1955年3月)第四部第二巻第一号にくわしく述べている。

最初の原子爆弾が広島、長崎に投下されたことに対する批判の最大の因は、この兵器が戦闘員非戦闘員及び公有私有の財産の区別なく、すべての人命と財産、特に平和的人民の生命に何らの考慮おも払うことなく数十万人の生命を奪い去り、一つの都市を焼土化してしまつたことにある。④その結果、この半径数マイルに及ぶ広い範囲の中のすべての人命と財産を一瞬にして破壊する巨大な力をもつ原子兵器の使用は、必然的に大量の無差別破壊を生ずるとの確信が一般的に広まつているのであるが、このように断定することが、原子兵器の威力についてどの程度に妥当な評価となるであろうか。換言すれば平和的人民の生命に危害を及ぼすことなく原子兵器を使用することは不可能であろうか。これについては我々は将来戦への各国の戦略的態勢に基づく飛行場、要塞地帯等の軍事基地、或いは近代兵器を生産する軍需工場等がしばしば優に強大な破壊力をもつ原子兵器数発の投下を必要とする程に広大な地域に位置していることを想起する必要がある。そしてこの場合、原子兵器は、純粋な軍事目的から、軍事目標に対してのみ使用され、平和的人民には全然危害を加えないことも充分可能なのである。勿論、その一瞬のもつ破壊力が、たゞ「大きな爆弾」以上の種々の効果を伴うのは当然であるが、軍事的見地のみから考えるならば、それは一応別の問題とならう。

これを軍事目標主義とは離れ、交戦国双方の陸海軍が直接相闘う戦場において考えてみるに、戦場における兵器の使用、所謂戦術的使用についての戦争法が、非常に大規模な破壊力をもつ原子兵器の使用にも同様に適用されるものである。勿論、この場合、原子兵器のような大量破壊兵器の使用を必要とするかどうかは問題とならうが、例えば大洋上を航進する敵艦隊に対しては、当然原子兵器使用が促されるであろうし、ま



転じたシュヴァルツェンバーガーの次のような主張もあることに注意せねばならぬ。即ち「第三次世界大戦に適用されるべき戦争法規を探求するのは、更に一層無駄なことと思われる。第二次大戦の最終段階にみられたような地域爆撃戦術並びに広島長崎に投下された原子爆弾は、軍事的必要性の原則すらもはや実際には抑制的影響力をもたぬことを示している。それ故第三次大戦が起れば、ワシントンまたはモスクーの判断で勝国の側が「文明諸国により受け入れられた」戦争法規に敵の敗国グループがどのように違反したかを回顧しながら決定するということになるであろう。……このようにいうことは将来戦における最大の弱点を強調しすぎているといわれるかもしれないが、しかし現状分析からは、事物の秩序の直視せねばならぬ事態の可能性を強く主張せざるをえぬため、こう述べたまでのことである。」④また別の所で「もし第三次大戦が起れば、必然的に無差別破壊を含め、かゝる兵器の使用が合法であつたかどうか、またいかなる事情の下で合法であつたかは、たゞ勝国が回顧的に決定することであろう。」⑤と。

ジェサップも国際警察軍の存在を前提としてゝはあるが「国際警察軍が出来た場合、やはり現行国際法を参考にして行動しなければならないが、たゞこの場合、原爆攻撃のもつ極端な無差別的な性格からみて、大部分の人々がそれに従つてゆこうとする世界政府は、この最も有効な兵器を軽々しく用いず、最も重大な非常事態のために保留するのが望ましいと示唆されている。」と、やむをえぬ場合における原子兵器使用を認めている。⑥従つて、我々もこのような現実的態度をも参考としながら、原子兵器の使用可能性を認め、その使用が戦争法の基本的原則にそつた如何なる法的規制をうけるかという問題を考へてゆきたいと思う。⑥

注 ④川上敏彦「序説原子爆弾の違法性に関する研究(その一)―広島、長崎の場合について―」  
法学論集73—74頁

⑤Brodie ; *ibid.*, P. 86~87. 原子兵器とガス兵器との比較について述べている。

⑥G. Schwarzenberger; "A manual of International Law" (1952) P.141.

⑦*ibid.*, P. 94.

⑧P. C. Jessup ; "A Modern Law of Nations" P. 191.

⑨一又正雄「国際法学」285~286頁

## (二) 原子兵器と軍事目標主義

原子兵器の合法的使用方法については、従來の国際法と兵器の使用方法との関係が先づ顧ねねばならぬが、この場合、川上教授が原子爆弾による空中爆撃に対して準用ないし参考せらるべき条約、条項ないし条約草案として掲げられているうち、陸戦の法規慣例に関するハーグ条約の附属規則第25条第27条(1907年)戦時海軍力を以てする砲撃に関するハーグ条約第1条第2条(1907年)、ハーグ空戦法規案第22条第24条第25条26条(1923年)等に所謂軍事目標主義が、原子兵器使用に関する法的規制として非常に重要な意味をもつてくるのである。①というのは原子兵器のような大量破壊兵器の使用は必然的に軍事目標主義に違反するという考え方が一般的にうけ入れられており、先に引用したフェン

といつて、直ちに原子兵器は不法兵器であるということではできないのである。従つて、これら二つの問題をはつきりと区別し、先づ原子兵器は合法兵器か不法兵器かについて答え、その合法性が確認されて後、合法的な使用方法の問題を取上げてゆくことが必要であらう。

注 ①Fenwick; *ibid.*, P. 559.

②田岡良一「戦争法の基本問題」1~95頁「非戦闘員の戦争法上の地位」にくわしい。

③Oppenheim—Lauterpacht; *ibid.*, P. 347~352.

④E. Turington; "International Control of the Atomic Bomb" A. J. I. L. 1946. P. 165.

戦争法の歴史を顧る時、国際条約又は慣習により不法な兵器として使用の禁止された兵器、或いは禁止の試みられた兵器についてのいくつかの例をあげうるが、これら(→400g以下の炸裂弾及び焼夷弾の使用を禁ずるセント・ピータースブルグ宣言(1868年)(→ダムダム弾使用禁止のハーグ宣言(1899年)(→窒息せしむべき又は有毒ガスの撒布を禁ずるハーグ宣言(1899年)及び窒息性、毒性又はその他のガス及び細菌学的戦争方法を戦争に使用することを禁止するジュネーブ議定書(1925年)等が原子兵器の合法性を否定する法的理由としてしばしば準用ないし参考にされている。①しかしこれらが原子兵器についてどの程度に準用されるかは非常に疑わしく、またその類似性という点でも殆んど議論の余地がないように思われる。しかも毒ガス兵器については、前節にも説明したようにジュネーブ議定書によつて禁止されたわけではなく、これを原子兵器の不法性の法的理由とするのは牽強附会のそしりを免れないであらう。たゞして原子兵器を毒ガス兵器と関係づけることが許されるとすれば、むしろこのように確実な法的保証が与えられていないにも拘らず、兎に角第二次大戦中、毒ガス兵器が殆んど使用されなかつたという事実から、今後における原子兵器の使用可能性を付度しうるにとどまる。②またダムダム弾使用禁止宣言とその実行からは、同一目的達成のために、殊更に不必要な苦痛を与えないとする戦争法の基本的原則が守られている实例を認めうるのみであらう。

要するに、これら一連の国際条約又は慣習によつて原子兵器の合法性をも拒むことは不可能であり、しかも現在、原子兵器使用についての国際条約は存在しないのである以上、こゝに原子兵器を不法兵器と断定することは甚だ困難であるといふことができる。従つて現段階においては原子兵器は合法兵器として、その使用はやむをえぬものとして認めなければならない。そしてこのことは原子兵器の合法性を否定しようとする人々の言説からも窺える所で、ヒューマニズムを極度に強調して、はつきりとその合法性を拒む一部の一人を除き、多くの国際法学者は原子兵器を全く不法な兵器であると言いきつてはいないようである。これは戦争法そのものもつ欠陥を知悉しているためか、また合法性否定の傾向あるもそのための理論的實際的裏付けを欠くためか、一般に微温的反対の態度をとることを余儀なくされている。そして国際法学者の中には、このような不安定な態度をすて、原子兵器の合法性を問うことなく、直ちに将来戦にて起りうべき事態に眼を

ているすぎない<sup>②</sup>合理的な戦争などというものは曾て存在したことはないのである」<sup>③</sup>  
またボルチャードも次のようにいう。

「曾ていかなる致命的効果をもつ兵器の不法化にも成功したことはなかつた。交戦国双方の有毒ガスへの恐怖による成功は原子爆弾には類推されない。その先手をうつての使用から決定的な利益をえようとする誘惑は存在するであろう。その目的の上から、す使用を禁じられるものと、使用を許されるもの使用を求められるものとを区別するのが難しいことは明白である。一方では各構成国政府はかゝる超国家的機関の設立に同意するであろうが、他方では禁じられた工場を破壊し、又それを監視しようとする試みには、個々の国家が反対するであろうとの意見がのべられている。もしこれが経験からくる判断であるとすれば、我々は原爆競争が続けられるとの不可避的な結果に直面しなければならぬ。」<sup>④</sup>

注 ①Hart; *ibid.*, P. 83.

②ラツフ, 同書4~5頁

③E. D. Thomas; "Atomic Bomb in International Society" A. J. I. L. 1945. P. 786.

④E. Borchard; "The Atomic Bomb" A. J. I. L. 1945. P. 165.

これに対して従來の新兵器とは異なる革命兵器としての原子兵器の意義を重視し、原子兵器の合法性を否定する立場は、一部の国際法学者ならびに専らヒューマニズムに則つて議論する人々によりとられている。フェンウィックは「原子爆弾の合法性が疑わしいことは、その行動範囲と破壊面積が非常に広大なため、無防衛都市爆撃に対する制限を守るのが不可能となるという事実によるものである。」<sup>①</sup>と述べ、ラウターバクトも亦「原子兵器の合法性」の項において、この問題を「(a)戦時の暴力使用の限界に関する現在の国際的手段。(b)多くの人々が基本的原則と考える戦闘員非戦闘員の区別。

(c)ある程度、戦争法の一部を形成するとみなされねばならぬヒューマニテイの原則。」に言及して判断しなければならぬと述べ、特に(b)の戦闘員非戦闘員の区別<sup>②</sup>が空襲について殆んど有名無実化している事実があるにせよ、原子戦争にもその可能性があるかどうかは疑わしいとして原子兵器の合法性に疑問をなげかけている。<sup>③</sup>さらにクーリントンもその論文の始めに「原子爆弾は今日迄の所、人間の天才によつて考案された最も有効な大量破壊兵器である。その広島長崎の都市への使用は、たとえそれが正当化されうるとしても、なお「近代文明の本質的要素として発達してきた人間行為の規準」を危くするように思われる。」<sup>④</sup>と述べている。

しかしながら原子兵器の合法性について問う場合、この言葉が二つの意味をもち、しかもそれらが混同して用いられている例が少なくないことを認めねばならぬ。具体的に云えば原子兵器を使用すること自体の合法性、つまり、原子兵器は合法兵器か不法兵器かの問題と、原子兵器の合法的な使用方法、つまり原子兵器のいかなる使用方法が合法であり、また不法であるかの問題とを混同し、その一方の答をもつて原子兵器の合法性について答えたものと誤解していることである。原子兵器のある使用方法が不法であるから

次のような妥協的な意見をのべている。

「原子爆弾は無限の力をもつ兵器ではなくして、有限の力の兵器、明確な限界をもつた兵器、しかしながら恐るべき力をもつた兵器である。それは「単なるもう一つの兵器」以上のものであるが、しかも「絶対兵器」という程のものではない。勿論一般人の考えからすれば、余り安心感を抱かせぬ絶対兵器に非常に近いものである。」②

注 G. Dean; "Report on the Atom" 白谷忠三訳「原子に関する報告」93~94頁

② Baldwin; *ibid.*, P.58.

さらに別の箇所「事実、原子爆弾は強力な兵器ではあるが、戦争における革命兵器の一つであるにすぎない。恐らくより以上に致命的な力すらもつとみられる大量破壊兵器もなお他に存在しうる。」(*ibid.*, P.69.) とのべている。

このような原子兵器の意義についての解釈の相違は、当然戦争におけるこの兵器の使用の合法性をめぐる、幅広い相錯した議論を展開せしめている。その一つは原子爆弾製造に参画した人々、戦争に直接的な強い利害関係をもち、亦それらに生命を賭けねばならぬ職業軍人、或いは将来戦において起りうべきあらゆる事態を種々予測せねばならぬ軍事評論家等により主として述べられているもので、これらの人々は、原子兵器使用の合法性を余り問題とせず、戦争に勝つための手段はすべて許されているという立場に立っているようである。①アメリカ原子力委員長ラッブは「原子爆弾は合法か非合法か?」の見出しで、非常に卒直に次のように説明している。

「不法兵器とは「必要なとき使用すべからざるもの」といわれている。ところが武器の歴史には「威力ある特殊兵器を不法兵器と認めた」ためしがない。……………身近く第二次大戦を体験した国民はよく知っていることだが、総力戦になれば規則もなにもあつたものではない。死物狂いの戦いだけなのだ。遠慮もえしやくもない。役立つならなんでも武器だ……………そして原子爆弾もその一つで使う使わないは問題ではないのである。」②

またこれ程極端でないまでも、他の大量破壊兵器を引合に出し、それらとの比較の上で結局原子兵器の使用をやむをえぬものとして是認する意見が、トーマスによつて述べられている。即ち

「軍事的見地からすれば、正しくもう一つの兵器であると考えられる。この兵器は、もし我々がそういうことを仕出かすとすれば、細菌戦争程には致命的なものでもなく、また大規模な殺人光線や化学兵器の使用程には破壊的なものでもないであろう。広島に投下された原子爆弾七十個の破壊力で日独両国に空から投下されたあらゆる他の型の爆弾すべてに匹敵するとの極り文句にも拘らず、これが私の言いうるすべてである。もし滅滅、完全破壊が現実の戦争の目標となつているとすれば、原子爆弾よりも致命的で、より破壊的な兵器は沢山ある。この爆弾の発明が戦争を全く不合理なものとしたから、それにより平和が保障されるようになるのだと熱心に主張している人々は、金の国際的統制が確かに戦争を不可能ならしめる筈であつた時に、また航空機の発明によつて世界戦争が事実となつた時に、非常に多くの人々によつて述べられたことを、たどくりかえし

経験によつて知らされている。しかし原子力は余りにも測りしれぬ威力をもっているため、我々が過去の経験からくるこういう考え方だけに頼るのが正しいかどうか判らない。他方、職業軍人の「宿命的な利害関係」というものが、その自らの実例に照して、常にいかなる新兵器の効果をも軽視しようとし勝ちである。……そして、再びこう断定を下そうとする徴候が既にみとめられる。これは将来に非常な害を与えるものである。」<sup>⑤</sup>

注① A. Verdross ; "Völkerrecht" (1950) S.344.

② Hyde ; *ibid.*, P. 1815. なおこれにつづいて

「破壊兵器の不漸の進歩を通して、紛争に関係ない人と財産に大きな害を与える兵器、又かかる結果を防ぐための合法的使用に極度の注意が払われねばならぬ兵器が、それを所有する者の自由になるという事実によつて、この解決を求める問題の重大性が深められているようである。この事情は、かかる結果を生ずるかどうかについて兵器使用者からしばしば示される無関心、及びそれが発生しうだからといって、それをやめさせられもせず、またやめるわけにもゆかないような、遺憾ではあるが、しかし正当な合法的行為としてそれらの結果をみなそうとする傾向と相まつて、交戦国の権利を強め、法的抑制を無視するように作用している。国際社会のメンバーは、交戦国に対して、ここに示されたような自由の享受を認めず、かかる交戦国の権利が法を修正することになるを防ぐために、これとは逆の決定を明確にし、有効なものとしなければならぬ。国際社会は、国際紛争を平和的手段により解決しようとする努力の効果なく、戦争が発生した場合、特定の破壊兵器が、どのように使用されねばならぬかを決定して、その共通の利益を守る事に献身しなければならぬ。」(*ibid.*)

③ Fenwick ; *ibid.*, P. 556.

④ Stowell ; *ibid.*, P. 784. また別の所で

「賛否があつめられ、あらゆる議論がなされる時、戦争を防止する力をもつたより完全な世界機構と世界連合が成立するまでの間は、戦争法は、戦争目的を達成するのに効果あるいかなる手段をも拒みえないということが明かとなつてくるであろう。しかしそれにも拘らず、ある責任の免除又は解除を承認することから、平等の利益をうる時には、通常そのことは守られるであろう。この有益な原理は、戦争においても何らか不必要な浪費や残虐さをさけようとするすべての国家及び全人類の共通の利益にもとづいている。この規則の効果的な適用それ自体は、敵に関してすらも、誠実を保持するという義務に依存しており、この義務は戦争法の主要規則となつている。」(*ibid.*, P. 786~787)

⑤ L. Hart; "The Revolution in Warfare" P.83.

#### 第四節 原子兵器の合法性

##### (一) 合法兵器としての原子兵器

兵器としての原子兵器の意義については相矛盾した解釈、即ち、原子兵器の力の偉大さを誇張し、この革命兵器の使用は人類の破滅をもたらすとするものと、逆に、兵器の歴史に新しく加えられた「もう一つの新兵器」にすぎぬとするものがあり、<sup>⑥</sup>これについてはつきりとした立場をとることは可成り困難のようであるが、ポールドウインは

しかしながら、このように考えてゆくことが、理論の運びとして、戦争における新兵器の使用を国際法により規律するのは全く無意味であるというのではない。一方では、英国の交戦法規提要にいう「戦時敵を打倒する目的に合致した手段はすべて許される。従つてそれを禁ずる国際法原則はいつれも之に対抗しえない。」との意見が一般的に認められていると共に、①他方、戦争法の基本的原則としてあげられているものを新兵器について適用することは、交戦国双方にとり充分価値あることといわねばならない。兵器の軍事的有効性を強く主張するハイドも、これについては、「しかしながら、特定の兵器の使用方法を規制することには、広いそして納得のゆく利益が存在しうる。その利益の限度はその利益に反するとみなされるものを禁ずると共に、その利益に一致する協定をうみだすことで充分なものとなるであろう。」と述べている。②またフェンウィックも、セント・ピーターズブルグ宣言の基本的原則として、「(1)文明の進歩は出来るだけ戦争の惨禍を緩和する効果をもたねばならぬ、(2)戦時国家が達成せんと努めねばならぬ唯一の合法的目標は、敵の軍事力を弱めることである、(3)この目的のためには出来るだけ多数の人々を無力化することで充分である。(4)その目標のために不必要に無力化した人々の苦痛を増し、または不可避免的に死をもたらすような武器の使用は行きすぎとならう。」③の四つを掲げているが、これらの原則は、その論理的矛盾にも拘らず、原子兵器の国際法的規律化の問題についても充分考慮されなければならない。ストーウエルもこの点については次のように云う。

「原子爆弾の発明使用は、戦争法を支配する諸原則の適用に関する我々の理論を明確にさせることを余儀なくした。僅少の中立国の役割が比較的とるにたらぬものとなる世界的な大戦争の場合、紛争の性質自体が、何らかより高次またはより支配的な法の存在を否定しているように思われる。それにも拘らず、かゝる戦争においてすら、相戦う国家グループは軍事的条約又は協定を認め、多かれ少なかれそれを忠実に遵守しているのである。……………」

我々がかゝる規則の規正を検討する時、それは、このような遵守が関係国すべての利益となるという事実に基づいていることを知るのである。これら規則を無視することによりえられるいかなる一時的又は偶然的利益も、紛争をすつかり野蛮化することによつて再び奪い去られてしまうことが知られている。換言すれば、戦争法は一般的にいつて、また概して、それが両当事国の利益を保護し、軍事作戦の効果を高めるが故に守られるのである。いかなる戦争法も、それが戦争目的遂行に対する明白にして不断の障害物であると判断された時には、常にその規則存続のための共同の利益と理由の承認は取消され、その規則はもはや守られなくなるのである。」④

たゞくりかえし人々により述べられているように原子兵器は新兵器としても特殊な位置を占めていることを充分理解する必要がある、これについては軍事史家ハートの次の敘述をあげておこう。

「いかなる兵器の発明も、それが予想されていた程には、またそれが最初に使用された時の見込みから判断された程には、圧倒的に強力なものではないということが過去の

放棄をその国に求めぬことから容易に推察される所であろう。①そしてこの点で、第一回ハーグ会議におけるアメリカ委員マハン大佐の声明は今日でもなお引用の価値がある。即ち

「新兵器に対して野蛮的であるという非難が行われることは何時もみられる所であるが、新兵器が結局承認されるに至ることも、また常に見るところである。中世における火薬がそれで人はその惨酷性を非難したものである。その後にも榴弾が、また最近には水雷が同様に取扱われた。

②余は戦争を人道的ならしめようという切実な希望をもち、しかも戦争にまきこまれることを十分予見できる国民の代表者である。その故に、後に至つて有効に使用しうるかもしれぬ戦斗手段を、性急に作成された決議によつて奪われぬことに関心を有するものである。」③

いさゝか大胆にはあるが、同様の趣旨でストウエルも次のようにのべている。

「現在、戦争遂行について二つの不合理な誤つた考えが広く一般人により支持されている。その一つは、戦争は交戦者が是認された戦争兵器のみを使用せねばならぬ正々堂々たる斗いという性質のものであるとの偽りの観念である。国家が新しい兵器又は攻撃手段を発明使用した時には、常に相手国から不正な裏切り行為とみなされ、またこの不合理で感傷的な態度が、ある程度、進歩した国家の市民によつてもとられているように思われる。最初の火器が導入された時、またその後、騎士道精神の海軍司令官が炸裂弾や連鎖弾の使用を非難した時にもそうであつた。それにも拘らず、戦斗を効果的に導く手段はすべて合法的であるとの正しい原則は、結局一般人の怒号をのりこえて、その新兵器の使用を有効なものとしてきている。しかし、あらゆる新兵器に反対する目に見えぬ与論の爆発が今日もなお會てと同様に起ろうとしているようだ。昔一人対一人という公平な戦斗原理が、最も実力ある種族生存のための社会的価値を有していた時代もあつたが、今日ではこの観念は古くさい思慮のないものとみなされねばならぬ。戦争は公正な斗いであるなどという不合理的な意見は、軍事作戦の効果を妨げる禁止ドグマであるとみなされねばならぬ。」④

注、①「国際社会は、そのメンバーが自国の行動の自由を、人間に害を与えることよりも軽視しようとは決して望んでいないことを知らねばならぬ。そして、これをはつきりと認めることは、さらに交戦国となる可能性ある国家が、それを保持することにより将来の敵に対する相対的な軍事的利益がえられるような破壊兵器の使用禁止を希望するとは、到底予想されぬという事実を認めねばならぬということにもなるのである。」(Hyde; *ibid.*, P. 1814~1815)。「特に破壊的な又は苦痛を与えるような戦争兵器禁止への試みは進口上、又は明白な敗北の運命を辿っていることは「戦争法」の皮肉な一面である。毒ガスの使用禁止はマヌ法典まで遡り、古代ギリシャ、ローマの法典ならびに中世学者の著書にも書かれている。しかし実際はしばしばこの原則と一致しない。……」(Fenwick; *ibid.*, P. 555~567)

②山下康雄「化学戦と国際法」177頁

③Stowell; *ibid.*, P. 784~785.

できるのである。

注. L. Oppenheim—H. Lauterpacht; "International Law" (1952) vol. 2. P. 341~344. Hyde ; ibid., P. 1818~1822 参照

① J. L. Kunz; "Gaskrieg und Völkerrecht" (1927) S. 39~40.

② Kunz; ibid, S. 40.

③ A. B. Overweg : "Die Chemische Waffe und Das Völkerrecht—ein rechtshistorische und rechtskritische studie" (1937) S. 91~92.

④ 田岡, 同書236頁

⑤ 「細菌戦用兵器の準備及び使用の虞で起訴された日本軍軍人の事件に関する公判書類」モスコ—外国語図書出版社発行 (1950)

⑥ これについて軍事評論家ポールドウィンは次のようにのべている。

「最初の、そして一般には今でもなお最も恐ろしい戦争の大量破壊兵器の一つであるガスは、人体に有害性又は刺激性の影響をもつ合成化学能因である。ガスは過ぐる戦争において使用されなかつたか、ごく僅か用いられたかにすぎぬが、戦争中及び戦後に発達した新しいガスは、その現在の特性及び将来の可能性からみて、まだ決してその致命的効果の限度には達しておらず、次の戦争には使われるかもしれぬと予想される。」(H. Baldwin; "The Price of Power" (1947) P. 70

フェンウィックも「新しいより有効なガス発見への研究は以前と同様に続けられている」事実を認め、(C. C. Fenwick; "International Law" (1948) P. 558~9) ストウエル、また「毒ガスは第二次大戦中、ヨーロッパにおいて、いかなる程度にても使用されなかつたという事実は、かゝる共通の利害関係を認めたためであるかもしれぬ。さもなくば、双方の感傷的ヒューマニテイの考慮を拒むことにより、この恐らくは双方の利益となつたものがすてられるということになつていたかもしれない。近代的な戦争の条件の下では毒の使用を禁ずる古い規則や、毒ガスを非難する条約は、不合理なものとなつており、相手国よりも人道的な国家にとつては、それは、おとし穴となるように思われる。」とのべている。(E. C. Stowell; "The Laws of War and the Atomic Bomb" A. J. I. L. 1945 P. 785.)

またブローディも、毒ガスを原子兵器と関連させながら、この僅か一度の経験から、将来戦においても毒ガスは使用されないであろうとする保証はあまりあてにならないと云つている。(ibid., P. 86~87) なお、ソ連の原子力の国際管理に関するグロムイコ案は、その序文に、「全文明世界の与論はすでに正當にも戦争における窒息ガス、毒ガスその他この種のガス、同じく液体、固体、さらに細菌の使用を禁止条約の締結によつて嚴禁した」と書いているが、このような観念を前提とする限り、この管理案は、可成りに非實際的なものといわても致し方ないであろう。

上に述べた所からも明かなように、新兵器の発明使用は、それに対する各方面からの反対にも拘らず、その兵器の使用禁止条約の締結へと発展せず、時日の経過と共に、一つの近代兵器とみなされる場合が多い。ヒューマニズムの立場からの使用反対も、究極的には戦争悪の観念に吸収されて、特殊な兵器の使用禁止の方向をとりえない。そして結局新兵器の使用の当否は軍事的なものによつて左右され、軍事的に価値ある兵器の使用を禁ずることを期待し得ぬのは、自らが交戦国となつた時、有効に使用しうる兵器の



(3)その平時の利用を考慮する時、毒ガス製造を制限することは不可能である。

(4)唯一の可能な制限は、都市及び平和的人民の密集地帯に対する毒ガス兵器の使用を無条件に禁止することである。」と述べている。②

その後、1925年の化学戦及び毒ガス戦を禁止するジュネーブ宣言は「窒息性、有毒性のガス、類似のガス及び之に類似する一切の液体、物質又は毒素を戦争に使用することは、文明国社会の輿論により正当に非難せられたるに鑑み、またその使用禁止は多数の文明国を当事者とする諸条約中に声明せられたるに鑑み、署名国は、この禁止が全世界の国家によつて国際法の一部として広く承認せられ、諸国の良心と行動とをひとしく拘束するものたることを希望し、またその使用を禁止する条約に未だ加入せざるものもこの禁止を承認し、且つこの禁止を細菌戦に及ぼし、その相互の戦争において本宣言の規定に約束せらるべきものなることを宣言する。」として毒ガス及び細菌の戦時における使用を一切禁止しようとした。しかし翌1926年5月ジュネーブで開かれた年鑑準備委員会分科委員会報告は

(1)ガス戦にそなえて、国家に対して平時の毒ガス生産を禁止する技術的方法はない。従つて

(2)ガス戦用兵器の制限は不可能であるか、または無価値なものである。

(3)同様のことは化学工業の監視についてもあてはまる。という三点に意見の一致を見出している。③會て田岡教授もこのことについて次のように述べている。

「毒ガスに対して現在世界の輿論の抱く反感の眞の原因は、之が新しい武器であるという事に在ると我々は信ずる。一般に新兵器が発明せられる毎に、戦争の惨禍を現在以上に増加する事を厭う人道的感情と、慣れない兵器程、人心に恐怖を喚び起し易い事実とが相俟つて、この武器の使用を禁止せんとする運動を生ぜしめるのを常とする。然し武器のもつ軍事的有効性が実際に大きいものである場合には、かかる運動にも拘らず戦争の実際に此の武器は用いられ、用いられるに従つて禁止運動の原因たる武器の新しさはやがて消滅するから、遂に適法な武器として怪しまれなくなる事は、武器の歴史に多くの实例を見る所である。」④

1936年イタリー・エチオピア紛争においてイタリー軍が毒ガス兵器を使用したこと、及び第二次大戦中、日本軍が毒ガス兵器、細菌兵器の研究を行つたこと以外には、公式報告としては、これら兵器の研究使用の实例を見出さないが、⑤これを以て、国際条約又は慣習により毒ガス兵器使用が禁止されたためであると即断するのは輕率であろう。むしろ、その使用がもたらす軍事的効果と、世界の輿論の反対、報復への恐怖等とを比較し、またこれら兵器の使用に伴う種々の技術的困難を考慮した結果、その使用を差控えたにすぎない、つまりこのことには現実の打算が大きく作用していたといふことができるであろう。⑥なお毒ガス兵器の国際法的規律化への試みについては、先に引用した毒ガス分科委員会報告が、世界の輿論からする毒ガス兵器禁止宣言のみでは国家の毒ガス兵器使用を禁止させることは不可能であると認め、且つ都市及び平和的人民に対する毒ガス兵器使用の無条件禁止のみの必要性を強調したことに重要な意義を見出すことが

く排除しようとするのもまた誤りであるといわねばならぬ。

注①「1863年のセント・ピートースブルグ宣言に掲げられた原則に対する違反は、しばしば、そしておそらく益々国際法の実際の必要性に反せぬものとして許されるであろうことをそのあらゆる実への適用から一般に認めねばならぬ。」(C. C. Hyde; "International Law chiefly as interpreted and applied by the United States" (1951) P. 1814.

立作太郎「戦時国際法論」155—162頁

田岡良一「国際法学大綱(下)」217—222頁

②F. S. Dunn; "The Common Problem" P. 4. in "The Absolute Weapon—atomic power and world order—" (1946) by B. Brodie.

ここで、しばらく、第一次大戦に新兵器として登場し、世界の人々を恐怖の中になげこんだ「毒ガス兵器」の国際法的規律化への試みの跡を追ってみたい。そしてそこにおいても世界の与論、特に人道的立場からの強いバックがありながら、国際法的規律化は必ずしも順調になされなかつた事実を認めることができるのである。

第一次大戦後、毒ガス兵器禁止の与論を促したのは①大戦において、毒ガス兵器が与えた惨害。②将来戦において、ガス空襲が平和的人民に及ぼす禍害に対する恐怖。等によるものと考えられる。そして1921年11月より翌年2月にかけてワシントンで開かれた軍縮会議の毒ガス分科委員会における討議の基礎となつたものにアメリカ海軍将官会議報告書とアメリカ全権団専門委員会報告書の二つがあるが、前者は次のように述べている。

「(1)ガス戦は極めて効果的であり、またこの分野でアメリカは優越的地位にあるにも拘らず、ガス兵器の禁止はアメリカの与論である。

(2)「不必要な苦痛を与える」武器の制限は根本的に必要である。

(3)ガス戦を軍隊及び一定地域のみに制限することは絶対にできない。不必要な苦痛を避けることと平和的人民の保護という既に百年来認められてきた原則は、ガス戦の禁止をはつきりと宣言している。

④略

⑤ガス戦は「文明の存立を危くする程に恐るべきものである。それ故に、本報告はガス戦をいかなる方法で、またいかなる目標に使用されようとも、これを禁止することが正しいと結論するものである。」①

またアメリカ全権団専門委員会報告は、毒ガスの使用が全文明を危くする効果をもつことを明かにして後、有毒なると否とを問わず、また戦斗員に対すると非戦斗員に対するとを問わず、陸軍及び海軍における毒ガス戦を国際協定により完全に禁止するよう全力をつくすのがアメリカ代表のなすべき義務なることを強調した。

しかしながら1922年1月6日の毒ガス分科委員会報告は、

「(1)ガス戦は極めて効果的であるから、良心なき敵国が違反するのをはゞからぬような条約に敢て加入するというような危険を冒す国家はありえない。

(2)毒ガスについての禁止、制限または監視をなすことは不可能である。

禁止勸議」を満場一致で決議した。②そして、このような動きは世界的な反響をよび1955年1月の世界平和評議会理事国におけるウィーン・アピールの採択、同年7日ラッセル、アインシュタイン、湯川等を中心とする8人の科学者グループからの世界の政治的指導者への書簡送附、世界在郷軍人連盟、英国科学者協会の原水爆禁止決議と発展し、それに伴う禁止署名運動も、世界人口の3割約7億に及ぶともいわれている。

④ 安井郁「原水爆その他の大量破壊兵器の禁止—アジア法律学会議における報告」法学志林第五十三巻第一号, Allen; ibid, P. 268—271.

注①武谷, 同書28~35頁 40~60頁

②同年七月, ソ連最高会議は, この日本国会の決議を満場一致で採択し「軍縮に関する世界各国議会に対するソ連最高会議要請書」のなかで, 日本の呼びかけを全面的に支持し原水爆兵器の実験を中心すべきことを強調した。またインド, ニューギン, エジプト三国首脳もブリアン島で原水爆実験禁止の声明を出した。

### 第三節 新兵器と国際法

国際法は新兵器としての原子兵器について直接何も規定していないが, しかしこの故に国際法上, 原子兵器の使用は無制限であるというのではなく, 兵器の使用一般に適用される国際法の基本的原則は当然, 原子兵器に対する法的規制の役割を果すものと考えねばならぬ。そしてこれについては二十世紀の新兵器といわれる潜水艦, 航空機, 毒ガス兵器等の発明が戦争に与えた影響と, 国際法がこれら新兵器に対処してきた方法とが, 多くの参考となるべき資料を提供するように思われる。たゞこの際, 人類の文化的人道的感情が新兵器の使用に対する強い抑制力として作用する反面, その時代の軍事的必要性がこの抑制にも拘らず, 新兵器の使用を余儀なくさせる場合が少なくなかった。1899年の第一回ハーグ会議が採択した空爆禁止宣言は「気球又は之に類する新方法によつて空中より投射物及び爆発物を投下すること」を一切禁止しようとするものであり, 本会議にて殆んど全会一致に近い賛成をえたが, 1907年第二回ハーグ会議の時, 批准国は15ヶ国に減じ, 第一次大戦後はいかなる国際会議もこの宣言にふれようとはしなかつた。今日いつれの国家もこの宣言にいう航空機よりの攻撃禁止を妥当な国際法規定としては受けいれないであろう。同様に, 1922年の潜水艦及び毒ガスの使用制限に関するワシントン条約は, 日英米仏伊の諸国の調印をえたが, 仏国が批准しなかつたため条約として効力を生じなかつた。また国際法教科書が慣習法または多数国間の条約法として載せている(1)毒を施せる刀槍箭(「陸戦法規第23条イ」並びに慣習法)(2)400g以下の炸裂弾及び焼夷弾(1868年のセント・ピーターズブルグ宣言)(3)ダムダム弾(1899年第一回ハーグ宣言)等の兵器の使用禁止規定は, これら兵器の軍事的威力の故になされたものでないことは明かである。①勿論, このことをそのまま原子兵器にも適用し, 原子兵器の効果を普通兵器のそれと単に数量的に比較することにより, 新兵器としての原子兵器のもつ特性を全く看過することは, 充分批判されねばならぬが, ②しかしその特性を強調するの余り, 直ちに原子兵器使用は国際法上禁止されたものであるとし, その使用を全

ば、放射能で大気を毒し、それによつて地球上の生命を絶滅することが技術的可能な範囲にもたらされるわけである。こうした発展の幽霊的性格は明らかに必然の流れで進んでいる。どの一歩も前の一歩の必然的結果として現われている。そして最後にはいよいよはつきりと絶滅に近よるものである。人間自身が作り上げたこの袋小路からの出口はないのだろうか。」

そしてこの解決には「相互の恐怖と不信をなくすること」「暴力を厳粛に放棄すること」そして「超国家的司法、行政機関が同時に設けられていること」が必要であるとしている。また水素爆弾に関して発せられた米国科学者連盟(F.A.S.)の声明は

「水素爆弾に対してはいかなる国も安全ではない。われわれの国は爆弾による安全保障ということから、相互の理解による平和、漸進的武装解除による平和、全世界的的経済的再建と発展による平和に積極的に近づくことによつて、安全を保障されるという困難な仕事に移らなければならない。……水素爆弾製造の決定は、わが国が戦争への道を出発したもとして全世界からは解釈される。われわれは破壊のほうへ大きな分銅を載せてしまったのである。今こそ安全と平和の側により大きな分銅を載せなければならない。……」と述べ、これと時を同じうしてベータ博士以下の十二名の原子爆弾計画の中心となつた物理学者達も、水素爆弾製造計画に反対の声明を出した。即ち

「これは極めて重大な決定である。大統領にこの決定を行うよう公然と要請していた人々のなかで、その意味を充分理解できるものは殆んどない。新聞報道のなかには、幾多の誤報があつた。しかし、もし水素爆弾が造られるならば、それは現在の原子爆弾の千倍もの力を発揮できるであろうと述べているのは正しい。ニューヨークやその他の世界の最大の都市は唯一発の水素爆弾で破壊されてしまうであろう。理由がいかに正当であろうと、どんな国でもこのような爆弾を使用する権利はないと、われわれは信ずる。この爆弾はもはや戦争の武器ではなく、人間をひとりのこらず絶滅する手段である。これを使用することは一切の道義の規準にそむくものであり、キリスト教文明それ自体にそむくものである。」と①

原子兵器を最初に使用する政府を戦争犯罪人とみなすと宣言した所謂「ストックホルム・アピール」は1950年3月19日、ストックホルムの国会議事堂での平和擁護世界大会委員会第三回総会において採択された決議であつて、「住民をみなごろしにするおそろしい兵器、原子兵器の絶対禁止を要求し、この実施のための厳正な国際会議を設立するよう要求する。われわれはいかなる国にたいしても、これを使用する政府を人類に対して罪をおかしたものとみなし戦争犯罪人と考える。われわれは全世界の人々がこのアピールに署名するよう要請する。」と主張している。

第二次大戦において直接原子爆弾攻撃をうけた我が国では、原子兵器禁止への動きは特に活潑に行われている。そして1954年3月1日の第五福龍丸被災事件を契機として全国民の原水爆反対署名運動がスタートしたが、2年有余の間に署名総数は全人口の4割、3300万に達した。「原水爆禁止日本協議会」はこの署名をもつて、原水爆実験禁止について必要な措置をなすよう国会に要請し、衆参両議院は1956年2月「核兵器とその実験

設置時期の問題」についての米ソ両国の主張は、従来の基本線から一步も出ず行詰りに到達したかにみられた時、英仏は最大限の譲歩とみられる覚書を提出した。英仏の提案は、最初に「軍縮委員会の構成国は侵略に対する防衛の場合以外、核兵器の使用を禁止されたものとみなす」こと、そして軍縮条約案に含まれるべき条項についても核兵器の禁止を先づ第一にあげることとし、たゞ条約の実施面では管理機関の構成及び配置が定まった後、直ちに漸次実際の軍縮を行い三段階を通して自動的に核兵器の全面的禁止に及ぼすという方式を以て、米ソの妥協を図つたものであつた。この提案は米加の支持をえたが、ソ連はこの英仏案をも段階説だとして受諾を拒否したため、小委員会は遂に何らの成果をうることなく閉会しなければならなかつた。

注、最近におけるアメリカの「原子兵器を報復兵器として保持する」との軍事方針、所謂 New Look 政策の採用は、原子兵器の国際管理の行詰りを益々明白なものとしてしまつた。(後述)

なおこの間、1953年12月8日、アイゼンハワー大統領は「原子力の平和的利用のための国際原子力機関を設置する」用意ある旨を明かにした。これは従来とは異つた角度から、先づ原子力の平和的利用のための関係各国の協議の機会をつくり、この成功から更に原子力の軍事面の管理に及ぼしてゆこうとするものであつたため、より實際的な提案として、西欧諸国の絶大なる支持をえた。そして米ソ両国代表の度重なる覚書交換、第九回国連総会決議(1954年12月4日)七ヶ国規約参考案の作成(1955年8月22日国連提出)第十回国連総会決議(1955年12月3日)を経て、1956年3月、国際原子力機関規約草案が作成された。

## (二)

我々が原子兵器について語る時、この兵器に対する世界の与論の動向を無視することはできない。それは二十世紀の社会における与論の意義を充分認識しているため、また原子兵器が他のすべての兵器と比較を絶する圧倒的な力をもっているためであるともいえよう。そして今日では、一部の国家または人民の行為というよりは寧ろ世界人類の良心の声であり、ヒューマニズムの叫びでもあるといつてよい。最初の原子爆弾が日本の都市広島に投下されてより今日まで、原水爆兵器の使用禁止、廃棄によせる世界の人々の切なる願いは、日々の新聞に雑誌に或いは種々の集会の決議として、たえず我々の耳目に接する所である。このことはソ連の原子爆弾製造成功の発表に依じて1950年1月アメリカのトルーマン大統領が水素爆弾製造計画進展の指令を發した前後における世界の人々の動静においてもはつきりとみられた。殊に原子兵器は自然科学の粋をつくしての発明であつたから、当然これにたいして責任を感ずる自然科学者達のこの問題によせる関心は切実なものがあるように思われる。自らも原子爆弾製造に貢献したアインシュタインは次のように述べている。(1950年2月12日プリンストンの研究室からの放送)

「国家の武装を通じて安全保障を達成するという考え方は、現在の軍事技術の段階では破滅的な幻想である。……米ソ間の軍拡競争は初めは予防手段であると考えられていたが、今ではヒステリカルな性格をもっている。両国ともに大量破壊の手段が熱狂的に急ぎで完成され、しかもそれぞれ秘密の壁の背後に隠されている。そして今や水素爆弾がたぶん到達できる目標として世の地平線に現われてきた。……もしこれが成功すれ

日号所載のルビンシュタインの論文一については同書243—249頁参照。

これを要するに、当時原子爆弾を保有する唯一の国家でありながら、他面、最も強く将来の原子爆弾の脅威におびえていたアメリカと、原子爆弾をもたぬため、アメリカからの原爆攻撃という現実の危険を十分認識しながら、且つ、近い将来には必ず自らも原子爆弾を所有するに至ることを予想するソ連との立場の相違が明白に之ら両案に反映したものと考えてよい。そして現在の一時的な原爆独占を永久化しようとする、殆んど実現不可能な夢を追うアメリカの態度が原子爆弾の国際管理における根本的障害を形成していた事は否定できない事実であらう。そしてソ連の原子爆弾所有と共に、国際管理についてのアメリカの立場が大きく変化し、事実上、バルーク案の放棄を余儀なくされたのである。この事情については田中眞次郎「平和のための原子力」(「世界」昭和29年4月1日号)参照 山下康雄「原子力管理における国家主義と国際主義」(「国際法外交雑誌」第五十四巻第五号)

◎国連原子力委員会の活動(1949年中頃まで)についてはブラケット同書 259—290 頁。また第一回報告の一般的結論事実ならびに勧告は同書333—338頁参照。

軍縮委員会(Disarmament Commission)は1952年1月11日の国連総会の決議により、その設置が認められたもので、総会がこの軍縮委員会に附託した任務は「全兵力および全兵器の規正、制限ならびに均衡のとれた縮少のための、またすべての主要大量破壊兵器の排除のための、および原子兵器の禁止と原子力を平和的目的にのみ使用することを保証する原子力の有効な国際管理のための条約草案を準備すること」で、この軍縮委員会は安全保障理事会の下に設けられ、その委員には従来の原子力委員会委員と一般軍縮委員会(Commission for Conventional Armaments)委員とがそのまま就任した。ソ連は軍縮委員会設置後直ちに軍縮のための総会決議案①を委員会に提出し、且つこの提案は「原子兵器の無条件禁止と、この禁止を励行するための厳重な国際管理の確立を宣言する」こと及び「原子兵器禁止と国際管理の開始とは、同時に発効する」ことを主張した。◎

注①田中眞次郎「原子力管理と軍縮との関連」(「自然」1954年8月号、35—36頁)

◎イギリス代表は「ソ連提案は一連の実質的提案で、これでは軍縮委員会があらかじめ拘束されることになる」という意味の反対論を述べ、結局採決されなかつた。

之に対して共同戦線をはる米英仏の諸国の所謂「西欧案」は、軍備資料の公表と確認が機密性の程度に応じて、逐次段階的に行われるべきことを最も重視しており、それによれば「(a)生物学兵器、化学兵器、放射性兵器および原子兵器をふくむ新兵器装備に関する情報と(b)これら新兵器の製造施設の公表と確認」は五段階中の第四段階に属し、原子兵器に関しては、更に特別に細分された五つの段階区分がなされている。

注 ソ連は、この段階的、部分的、漸進的軍縮案に反対し、特に原子兵器禁止と原子力の全面的な国際管理が可成りの将来の年に延期されることに強く反対している。田中同論文36—39頁

その後、1953年11月28日第八回国連総会の決議により、軍縮委員会によつて軍縮小委員会が設置された。この小委員会における「原子兵器等大量破壊兵器の禁止と国際管理機関

組織が採用され、一晩で実施されるとは、どうしても思えない。従つて管理と禁止は、ある期間にわたつて段階的に実施されなければならない」という考案に立脚している以上、両国の意見の一致は望み薄きものであつた。1948年秋の国連総会は第一回報告の一般的決定と勧告及び第二回報告の第二部の特別提案を「原子力の国際管理の効果的な組織を設立するのに必要な基礎をなすもの」として四十対六で承認したが、米ソ両国間の意見の不一致は、1946年9月「大国間に協定の基礎ができるまで、委員会の行動を一時停止する」との決議となり、翌1950年1月、ソ連の退場(中国承認問題についての議論から)と共に国連原子力委員会は行動を休止し、以後原子兵器の国際管理の問題は軍備縮少委員会に引きつがれることになつた。

注 ①ブラケット同書172—173頁。武谷三男「原子力」8—9頁

②ブラケット同書175—178頁。武谷、同書16頁

③ブラケット同書178—190頁。武谷、同書16—7頁

このアチソン・リリエントール報告が公表された当時、アメリカにおいて、原子力管理は主として軍人によりなされるべきか、民間人によりなされるべきかという問題をめぐつて激しい論争が行われた。そして、長期にわたる政治斗争の後、軍人による管理(メイ・ジョンソン法案)は斥けられ、民間人による管理(マクマホン法案)が議会の承認をえた。これについては J. R. Newman and B. S. Miller; "The Control of Atomic Energy—a study of its social, economic, and political implications—" (1948)

(4)ローレンス同書147—193頁。志田、同書142—145頁。

ブラケットはバルーク案とグロムイコ案について非常に詳細な分析批判をしている(同書17—238頁)

「一方ではロシアが、アメリカの最初の原爆投下の裏面の理由を十分に知つていたし、またその軍事的安全性が直接脅威にさらされること、リリエントール案の理想主義的な言葉づかいの下には、ロシアの経済的発展を将来久しきにわたつて阻害する危険がかくされていることを鋭く見抜いていた。他方アメリカは、自分の国が創り出したことを誇りとしつつ、しかもそれを使用したことを恥じているその新兵器の脅威に対する、到底得られるはずのない100%の安全を求めようとしていた、原子力に関する外交的主導性は、原子力の開発方法を知り、且つ工場をも爆弾をも所有している唯一の国であるアメリカの手に当然握られていた。世界は、アメリカの主導によつて、円滑な解決への希望が生れることを待望していた」(217頁)

「バルーク案はソ連により斥けられたにもかかわらず、諸般の状況からみて、歴史的には抜け目のない遣り方だつたといわなければならず、アメリカ外交にとつては随分大きな勝利だつたというべきである。というのは、このいかにも尤もらしい案が賢明な寛大な方法として大部分の国で受け入れられ、ソ連はこれを拒否したことによつて、世界平和に対する唯一の邪魔物だという烙印を押されるようになったからである。……バルーク案は、たとえその支持者のすべてが真剣な意図からこれを支持していたとしても、失敗に終つただらう。なぜならば、それはそもそも不可能なことを意図しているからである。完全無欠な安全保障を見付け出そうとする企図は、人生の他の一切の分野において然るが如く、原子力分野でも失敗に帰するほかなかつたのである。」(239頁)

なおソ連の原子力に関する最も權威ある見解—「新時代」1945年9月1日号、1946年6月12

像的本能を鼓舞する性質のものでなければならぬ。管理案は安全保障だけでなく、さらに人類の将来の幸福をめざすものでなければならない。」④

この報告が基礎となつてアメリカの国際管理案(バルーク案)が生れ、1946年6月14日に国連原子力委員会第一回会議に提示されたが、之に対抗して、ソ連は5日後の19日にグロムイコ案を發表した。之ら兩案の内容を要約すると夫々次のようである。

(バルーク案)

- (1) 原子力の国際管理と、完全な管理機構の成立後に原子兵器の製造を禁止する。
- (2) 国際管理機構は国連安全保障理事会からは独立したもので、原子力開発局と名づけられ、国連のために世界のすべてのウラニウム鉱山とすべての原子力施設を保有する。
- (3) 管理は逐次段階的に行われ、すべての国の地質調査より始めて、最後に原子力工場の管理を行う。
- (4) 管理機構の諸決定については大國一致の原則(拒否権をもつこと)を廢止する。
- (5) 管理規則の違反に対しては相当の処罰を加える。

(グロムイコ案)

- (1) 原子力の国際管理と原子兵器製造禁止とを同時に実施し、その前に現存の原子爆弾を破棄する。
- (2) 国際管理委員会は安全保障理事会の枠内で定期的巡視及び調査を行う。諸国はそのウラニウム鉱山及び原子力工場の所有権を保持する。
- (3) 管理はあらゆる原子力生産部面、即ちウラニウム鉱山の採掘から原子力物質と原子力の使用に至るまでのすべての生産の上に同時に行われる。
- (4) 管理委員会の諸決定については大國一致の原則を存続する。
- (5) 管理委員会は原子兵器の禁止規定の實行を監視し、また原子力の軍事目的への利用を防止する。

翌1947年6月提出されたソ連の一部修正案は「国際的な査察官が原子力の原料の採掘及び製造用装置を定期的に査察すること」に同意する趣旨のものであつたが、結局この米國案とソ連案の主たる意見の相違点は(1)原子爆弾破棄の時期。(2)国際的所有と運営。(3)拒否権。の三つと考へてよからう。④

国連原子力委員会は1946年12月第一回報告、1947年9月第二回報告、1948年5月第三回報告を出しているが、④その第二回報告は効果的な管理を遂行する時の国際機構の明確な権限、機能及び制限について詳細に述べており、これは国連総会にて四十対六(反対はソ連國諸國の六票)で承認された。第三回報告はこの方面において、すべての國家に要求されている全世界の共同社会参加の意義と態度につきソ連の承諾がえられなかつたことを記している。その後1948年9月、提出されたソ連の新提案は「原子兵器の禁止条約と原子力の効果的な国際管理を確立する条約の草案を作成するにあつては、之ら二つの条約が同時に調印され、同時に履行され、同時に効力を發するよう考へなければならない。」と述べているが、米國の主張する効果的な管理案が「原子力の發達は世界最新の工業であり、既に非常に複雑なものとなつてゐる。効果的な管理



原料の買占めに成功したとしても、長期間の独占は望まれない。

(2) 原子爆弾を防ぐ直接の方法はない。

(3) すべての施設を分散する以外に原子爆弾の被害を軽くする方法はない。ソ連と中国を除けば、原子攻撃に耐えて生きのびうる大国はないであらう。

(4) 原子力の国際管理や検察制度を有効に実施するためには、原子動力の開発が犠牲にされてもやむをえない。国際管理の機関は、核分裂性のアイソトープを大量分離することができない程度の少量しか各国に配給してはいけない。このような制限を設けると、どうしても原子力の平和目的のための発達が出来なくなるであらう。

(5) あらかじめ警告なしに原子爆弾を日本に投下することは、今後の原子力の国際管理に対して各国の協力と信頼を得難くするおそれがある」①

この報告は原子力の国際管理についての最初の提案とみられるものであるが、続いて同年11月15日、米英加三国の首相は共同声明(所謂トルーマン・アトリー・キング声明)を発し、列国に先がけて原子兵器の国際管理への具体的な動きをみせた。それは「これら三国は原子力の開発と使用の先頭に立つたのであるから、管理問題の主導性をとるべきである」として、「原子力の問題を取扱うために国際連合内に委員会を作り、この委員会が国際連合に対して、その必要な任務を随時報告する」というのである。そしてこの三国の声明は、その年の12月、モスクワで開かれた米英ソ外相会議で取上げられ、フランス、カナダ、中国を加えた六ヶ国が第一回国連総会に提案することになった。その案は国連の安全保障理事会の下に国連原子力委員会(Atomic Energy Commission at the United Nations)を設けるもので、委員会は次の四つの目的を実現するための具体案を提出することになっていた。

(A) 平和的目的のための基礎的科学の情報の交換をすべての国の間に拡大すること。

(B) 原子力を平和目的のためにのみ使用することを保障するに必要な範囲で原子力管理を行うこと。

(C) 原子兵器と大量破壊に使用しうる他の一切の主要兵器を各国軍備より廃棄すること。

(D) 違法諸国を違反ならびに脱法行為の危害から守るため、検査その他の方法による有効な安全保障の措置をとること。②

この提案は、翌年1月ロンドンで開かれた国連総会において全員一致で可決されたが、3月その主要国たるアメリカはアチソン・リリエントール報告を公表している。その報告の中で注目すべき項目をあげれば、

「◎原子兵器を禁止し、しかも原子力の平和的開発は各国の自由とする場合、検査によるだけではその違反を防ぐことはできない。

◎安全保障に役立つためには、管理案は全面的に否定的抑圧的警察的であつてはならない。この問題は単に軍事上または科学上の問題ではなく人道的問題である。

◎それ故、管理案は原子力の平和的能力を開発したり、基礎知識の発達を助長するものでないといけない。これは単に受身のもの否定的なものであるよりも、人間の建設的想

の爆弾が特別に注意されねばならぬ点としては、曾てアインシュタインが予言したような事態が既に現われてきている事に在る。即ち「もしも水素爆弾の製造に成功するならば、放射能で大気を毒し、それによつて地球上の生命を絶滅することが技術的可能な範囲にもたらされるわけである。」との言葉は、現在水素爆弾の実験が地球上の数ヶ所において行われた結果、地球を覆う大気の汚染が大きな国際的問題となつていることから実証されている。①そして1954年3月1日のビキニ実験は71マイル離れた海上に出漁中の日本漁船第五福龍丸、並びに東方100マイルのロンゲリック環礁の原住民に放射能の灰を浴びせ、②放射能を帯びた雨が太平洋沿岸に降つており、③また放射能に汚染された海水が海流として太平洋全域を流れている。④

注 「日本学術振興会「核爆発実験による影響調査報告書」はビキニ及びその後のソ連における水爆実験の各方面への影響、さらに広島、長崎の原爆後遺症についての我が国の放射能科学者の研究論文200篇をまとめたものである。

注 ①「コバルト水爆の脅威—水爆の回りをコバルトでかこんで、爆発させると、大量の放射性コバルトが生ずる。これは寿命が長いので、時間がたつてもなかなか弱まらない。地球でこのようなコバルト水爆を四百発爆発させると地球上の全人類を殺すことができる計算になる。しかしコバルト爆弾は寿命が長すぎるので、これを敵地に落しても、その放射能はあまり長く残りすぎ、戦争に勝つても敵国を占領することをさまたげ、更に地球の大気をよごして味方にも被害を与えるので、実戦には役に立たない。そこで、もつと寿命の短い放射能をおびる元素を使う。半減期が数日というものか実用的である。このような放射能を生ずる物質で、水爆の回りをかこんで、敵国の西側に何発か爆発させると地球上は上空に西風が吹いているので、放射能の霧が敵をおおつて、敵の全入口を殺すことになるのである。今日の戦争技術はここまで達しているのである。」(武谷三男「原子兵器は〃皆殺し〃の兵器」1954年4月18日「週間読売」15頁) 1954年4月20日付朝日新聞「それはリチウム爆弾だつた？」参照

② 武谷三男編「死の灰」有住直介「ビキニの灰はどこまで拡がる?」「自然」1954年第7号  
マーシャル群島議会委員会は国連信託統治理事会に水爆実験中止請願書を提出したが理事会はこれにつき万全の予防措置をとることを条件に実験を許可した(1956年3月29日)

③ 中村誠太郎「放射能雨の成分と効果」「自然」1954年第6巻第8号

④ 水産庁調査研究部「ビキニ海域における放射能影響調査報告」(1955年)

## 第二節 原子兵器の国際管理と世界の与論

### (一)

ここに原子兵器の国際管理というのは、原子兵器を禁止する国際条約等についての問題を含まない狭義の国際管理の意である。

1945年6月、米国陸軍長官に提出されたジェームズ・フランク報告は、その中で、次の諸点を強調していた。

「(1)米国の原子力の独占は永続しないであらう。たとえ、その機密を厳重に保ち、また

とは異なり、種々実験的困難を併うため短時日にはつきりした結論を出すことは難しいが、ある動物実験結果からみても放射線が遺伝学上少なからぬ影響をもっていることは認めねばならない。③

注、これら原子爆弾による被害については日本学術会議編「原子爆弾災害調査報告書」参照。

注①志田信「原子爆弾の話」45頁。ラッパ同書16~17頁「原子爆弾の効果」360~371頁

②「原子爆弾の効果」371~378頁、ラッパ同書18~20頁

③「原子爆弾の効果」385~388頁。この問題については今後の長年月の研究にまたねばならぬ。

広島、長崎に投下された原子爆弾の効果については大体以上に述べた所から明かであるが、その後10年間に、原子兵器にも大きな発展がもたらされている。即ち1949年9月、トルーマン米大統領が閣議において「最近数週間のあいだに、ソ連で原子力の爆発が起つたという証拠をわれわれはもっている。」ことを明かにすると共に翌年1月末、水素爆弾製造計画進展のための次の指令を出した。「米国が将来予想される侵略国に対して、自ら防衛しうよう図ることは米軍最高司令官としての私の責任の一部である。したがって私は原子力委員会に対し、いわゆる水素爆弾あるいは超爆弾おも含めての、あらゆる型の原子兵器に関して引続きその製造計画を進展させるよう指令した。」かくして水素爆弾は2年後の1950年11月1日エニウエックで最初の実験に成功し、その後、ソ連もまた水素爆弾実験を行つたと推定されている。水素爆弾の効果は、正確な数量的結果が公表されていないため、単なる推測に過ぎぬが、1954年3月26日のビキニ実験に使用された新型水素爆弾すなわちリチウム爆弾は、その1トン型のもので広島に投下された原子爆弾の3000倍の力をもつといわれている。しかも水素爆弾は際限なく大きなものを製造しうる所に特長がある。

注、これらの事項については、W. L. Laurence; "The Hell Bomb" (1951) 崎川龍行訳「地獄の爆弾」第一章水素爆弾についての真相(2~27頁) 第二章水素爆弾の現実の秘密(28~55頁)に可成り詳しく説明されている。

NO	実験年月日	原水爆名	実験地	爆発効力	註
1	1945. 8. 5	広島型原爆 ウラニウム235	広島	火薬2万トンに相当する	
2	1952.11. 1	湿式水爆 別名 { 米國式水爆 超重水素水爆 熱核反応装置	エニウエック環礁	広島の250倍	超重水素+重水素混合物の爆発。後に失敗と判定
3	1954. 3. 1	乾式水爆 別名 { ソ連式水爆 水素化 リチウム水爆	ビキニ	広島500倍	水素化リチウム200kg程度使用と推定
4	1954. 3. 26	"	ビキニ上空	広島3,000倍	水素化リチウム1トン使用と推定
5	1954. 4. 6	"	"	"	水素化リチウム1トン型無線誘道弾と推定

水素爆弾は原子爆弾と比較して非常に強力なものであるというだけでなく、その他こ

原子爆弾から出る熱放射線は人体への火傷いわゆる「閃光火傷」と、焼夷作用すなわち火災を発生させる。閃光火傷は普通の火焰火傷とは区別され、広島、長崎の死者の20%から30%まではこの火傷によるものとされ、広島では爆心地から2300m、長崎では4000mまでに認められた。①そしてこの火傷の特徴は、その生ずる所が身体の露出部に限られている上、その大部分が皮膚をごく浅くしか侵さない。たゞ爆発と殆んど同時に著しい赤みが現われ、数時間の間にだんだん色が黒ずんで火ぶくれが出来る。そしてこれら火傷は治療后になつて傷痕の組織が著しい異常発達をして所謂ケロイドを形成した例が多い。②焼夷作用は理論的には火事と爆風による破壊という点で、従来の高性能爆弾と焼夷弾によるものと異ならない。例えば広島建物その他に与えた物的損害は約290トンの高性能爆弾と約900トンの焼夷弾とがあれば起すことが出来ると推算されている。③たゞ原子爆弾は一瞬の間にその全破壊力を振うという点に特異性をもち、広島の場合、消防機関の一度の全滅という結果を招いている。④

注 ①「原子爆弾の効果」213頁

②同書358頁

③同書224~30頁、ローレンス同書299頁

④「とくにハンブルグの空襲はひどいものである。まず火災が起きたので、市民の死傷が非常に多く、長崎で原子爆弾で死んだ数より多くの死者が出ている。街の破壊状態から見ても明らかだが、およそ原子爆弾2発の被害をハンブルグは受けているであろう」(ラップ同書61~63頁)

「無防備のまま火の壁に包まれて、市民は幾千となく死んでいった。その後の広島原爆に比べても、東京の火攻めの方が非常に恐ろしいものであつた。」(同書75頁)

核放射線による傷害、一般に「原子病」と呼ばれるものは、爆弾爆発の際、放射されるX線、ベータ粒子、ガンマ線、中性子等の放射線に身体が過度に照射されたため局部的乃至は全身的に生ずる傷害であつて、之は大體次の三つに分けられている。

(第一群) 原子爆弾による放射線をうけて後、2週間以内に発病し、目まい、食慾不振を伴う嘔吐、頭痛、血便、発熱、不快、倦怠感等の症状を伴つて死亡するもの。

(第二群) その後三、四十日間に発病するもので、一時的永久的の突然脱毛、血便、高熱衰弱、血液造血器管の障害(白血球の急激な減少) 歯齦の出血、斑点上の皮下出血、そして之らの容態が悪化し過勞、感冒、胃腸障害等を誘因として死亡するもの。

(第三群) 原子爆弾爆発後数週間、全然症状がなく通常の業務に服していた者が、その後食慾不振、不快感をおぼえ、貧血、脱毛、下痢等の症状を起し、一種の慢性的原子病という不安の影を背負つて一生を生きてゆかねばならぬもの。①

これらは主として原子病の全体的徴候についてであつて、血液中の変化も、その大部分は間接には放射線の骨髓その他に及ぼす影響に基づくものである。つまり放射線によつて生ずる傷害は各個の細胞に源を發しており、それが淋巴組織、骨髓、生殖器管、皮膚、毛髪、胃腸器管等の各部門に強い反応を示してくるものと考えられる。②また放射線の遺伝学的作用も見逃すことはできない。この作用は他の大部分の放射線による変化

	完破(半径)	大破	中破	小破	備考
2トン爆弾	100 フィート	200	300	400	
原子爆弾	3000フィート (0.9km)	5,200 (1.6)	7,900 (2.4)	13,200 (4.0)	ロンドンに投下されたと仮定したイギリス日本派遣使節の報告
同上	0.5マイル (0.8km)	1.0 (1.6)	1.5 <sup>5</sup> / <sub>8</sub> (2.6)	3.5 <sup>5</sup> / <sub>8</sub> (5.8)	「原子爆弾の効果」より①

建築物の種類	甚大破壊地域 (平方マイル)	甚大破壊半径 (ヤード)
鉄筋コンクリート	0.43	100
鉄骨	1.8	1,400
一階建煉瓦	8.1	2,600

なお爆風傷害には直接のものと間接のものとの二種が考えられるが、原子爆弾に関しては直接の爆風傷害は殆んど問題とならない。というのは、この種の傷害をうける程に爆発の近くにいた者は焼死または粉砕死してしまつたからである。(爆心地から300 m以内)。そして爆風による間接傷害は、完全な粉砕死、重症骨折、重症裂傷及び出血から軽い切傷、打撲傷、打身まで色々あり、爆心地から広島では3200m、長崎では3700mの遠くにまで及んだ。しかし全体として間接の爆風傷害は通常爆弾のそれと似たもので、相違は短時間に起つたかどうかということだけである。②

注① "The Effects of Atomic weapons" prepared for and in cooperation with the U. S. Department of Defence and the U.S. Atomic Energy Commission under the direction of the Los Alamos Scientific Laboratory. 篠原, 石川, 山口共訳「原子爆弾の効果」144~146頁。本書には「海上の空中爆発」「地下爆発による損害」「水中爆発による損害」(ビキニ実験結果)についても説明されている。(同書173~189頁)

② ブラックett同書65頁

③ 「原子爆弾の効果」355~356頁

この事実を次の表がよく説明している。

原子爆弾と普通爆弾とによる死傷者数の比較

	広島 原子爆弾	長崎 原子爆弾	東京(3月6日) T.N.T.及び焼夷 弾1,667トン	空襲93回の平均 T.N.T.及び焼 夷弾1,129トン
1平方マイル当り人口	35,000	65,000	130,000	-
破壊面積(1平方マイル)	4.7	1.8	15.8	1.8
死亡及び行方不明者数	70,000~80,000	35,000~40,000	83,600	1,850
負傷者数	70,000	40,000	102,000	1,830
破壊面積1平方マイル当り死者数	15,000	20,000	5,300	1,000
破壊面積1平方マイル当り死傷者数	32,000	43,000	11,800	2,000

(ブラックett同書60頁)

P. 25~30. E. H. S. Burhop; "The Challenge of Atomic Energy" P. 60~64. 陸井三郎訳「原子力の挑戦」125~132頁。なおブラケットは1934年2月13日号ニュー・ステーツマン・アンド・ネーション誌への寄稿論文「アメリカ原子力政策のディレンマ」(「世界」昭和29年4月号, 102-109頁訳載)で「ソ連が大規模な侵略を敢行せず, アメリカが予防戦争を促進せず, また防衛組織に巨額の支出もしないと仮定すれば, ソ連の原爆貯蔵が「戦争手段としての原子力を無用化する」に足るほど増大する日はきつと来るであろう。恐らくこの日はまだ到来してはいないかも知れない。しかもダレス氏, デーン氏の見解のあらゆる相違にかかわらず, 恐らく両者が同意するであろう一つの命題がある。それは, 将来の戦争手段としての原子の役割が何でもあれ, 現在の外交手段としては原子はすでに無用化されている, ということである。」と述べている。

注① United States Strategic Bombing Survey (U.S.S.B.S.) 5, P. 3

② 広島市役所が昭和25年発表した所によれば, 原子爆弾による死亡者の推定数は24万7000人であるという。そして今日ではこの数字の方が正しいものとみなされている。また原子爆弾による被害については日本学術会議の「原子爆弾災害調査報告書」のほか, 多数の著書, 論文が出版されている。そしてローレンスは広島島の惨状を次のように描写した。

「爆心から1,000ヤード以内の, あらゆる家屋の中にいた人のうちで, 僅かに1人とか2人位は爆風と火災による死から逃れた。破壊された家屋のなかから負傷せずに外へ這い出した多くの人たちも, 爆発瞬間に発した放射線の作用で死んだ。(これは核分裂生成物放射線とは異つている。) 爆弾が投下される前日, 4万人の人達が疎開作業を行うために広島に入つて来た。かれらはその朝7時に仕事を始めた。かれらは全部爆弾で殺された。登録されている300名の医師の中, 260名以上が負傷者を救助することが出来なくなつた。2,400名の看護婦, 看護兵及び訓練された最初の救助作業員の中で, 1,800名以上が一瞬にして死傷した。広島市の33の近代消防署の中26が使用不能になつた。そして消防隊の四分の三は殺されたり行方不明となつた。市の或る病院は, 病人を雨から保護することすらできない状態だつた。広島方面軍の司令官と全幕僚が殺された。8,000名の守備隊の中5,000名の兵士も殺された。電力と通信は市の中心地帯から遮断された。道路は崩壊物で溝ちていた。そして何千もの火事が死者と負傷者の間を勝手放題に燃えていた。」(ローレンス, 同書299頁)

③ R. E. LAPP; "MUST WE HIDE?" 奥田, 金関, 西脇, 笠井共訳「我等は隠るべきか」14頁

## (二)

原子爆弾の効果は三つに大別される。先づ原子爆弾爆発に伴う大量のエネルギーの放出が建物や人体に危害を与えるもので, この機械的損害, つまり爆風による損害はこの爆弾以外の普通爆弾によつても起るものである。しかし原子爆弾の場合はこの他に爆発の時に出る放射線の影響として, 熱放射線すなわち熱線による火傷と, 核放射線による放射線傷害とが発生している。これが普通爆弾と異なる所である。

爆風による物的損害は広島, 長崎に投下された爆弾を規準として従来の高性能爆弾と比較すると次の数字があげられる。

からを議長とする臨時委員会と科学者顧問団との共同討議の後に全員一致で行われた通告を大統領は受理しており、且つそれは次の主旨のものである。

- 〔(1) 原子爆弾は、できうる限り早く日本に対して使用さるべきである。
- (2) 原子爆弾は、二重目標 (a dual target) すなわち家屋に開放され、又は接近せる軍事施設ないし軍需工場、ならびに最も破壊をうけ易い他の建築物に対して使用さるべきである。
- (3) 原子爆弾は、この兵器の特質について、予め警告を与えることなく使用さるべきである。〕

そして最初の原子爆弾攻撃は第二次世界大戦の最後の年、1945年8月6日の朝8時15分、広島上空において行われた。

✓ 「大多数の工場労働者は既に就労していたといわれていたが、それでも多数の労働者が通勤途上にあり、学童の大部分と工場労働者の若干は、戸外で防火地帯をつくるための建物のとりこわし作業と貴重財産の地方疎開作業に従事していた。攻撃はこれより先に発令されていた空襲警報解除のサイレンが鳴つてから4.5分後に行われた。無警告だったことと、住民が少数機には無関心だったことのために、この爆撃は殆んど奇襲となり市民は防空壕に入つていなかった。多くの市民が戸外におり、残りの大部分は脆弱な住宅や店の建物内にいた。」①

三日後の長崎でも、広島の惨害が8日の新聞に漠然とながら書かれていたにもかかわらず、無関心は広島と同様であつた。当時長崎市のトンネル防空壕には僅か400人見当の市民が入つていただけである。そして公式統計報告は両都市の原子爆弾による人命被害を右のように示している。②

	広 島	長 崎
死	86,141 (人)	26,238
傷	45,672	41,112
行方不明	14,394	1,947
計	147,207	69,298

奇襲だったこと、多数の建物が崩壊したこと、そして火災が広まったこと、この三つが主因となつて未曾有の死傷者となつたのである。しかも調査の結果、死傷者は次の諸原因に分けられるものと推定された。

閃光による火傷25% 放射傷害15% 爆風その他60% ③

✓ 注 原子爆弾という新兵器を使用しなければならなかつた理由として、トルーマン大統領及びブチムソン陸軍長官は、「第二次大戦の終結を早めること」と「アメリカ軍の人命の軽減」をあげているが、これには、次のような反対がある。すなわち当時の戦争の状況から判断して、原子爆弾の使用を正当化する軍事的理由は存在せず、むしろ、それがソ連の対日参戦(8月8日)2日前に行われたことから、この原子爆弾使用は主として政治的外交的理由によるものという意見である。ブラケットはその著書でこの間の事情についてくわしく説明し、アレン、パーホツプもまたそれに同意している。P. M. S. Blackett; "Fear, War and the Bomb—military and political consequences of atomic energy—" (1949) 田中真次郎訳「恐怖・戦争・爆弾—原子力の軍事的政治的意義—」191~216頁  
J.S. Allen; "Atomic Imperialism—the state, monopoly and the bomb—" (1952)

ガラガラ蛇の姿も、一片の草もなかつた。400ヤードの半径内の砂は、緑色の硬玉に似たガラスのような物質に変つていた。800ヤードの距離にあつた22トンの鋼鉄塔は潰れてしまつて、傾けて傾のようになっていた。「0」の塔は完全に気化していた。数マイル離れて草を食んでいた羚羊の群は全く消え失せていた。かれらは、メキシコの沙漠の中で、最後の狂気の突進をしたものと信ぜられる。同じくらしい距離にあつた多数の牛は、その膚に灰色の斑点を現わしていた(W.L. Laurence; "Dawn Over Zero—the story of atomic bomb—" (1947) 崎川純行訳「0の暁」232~3頁)

なお原子爆弾完成迄の六年間に及ぶ研究経過については、所謂「スマイス報告」として知られる著書に詳細にのべられている。H. D. Smyth; "Atomic Energy for Military purposes—the official report on the development of the atomic bomb under the auspices of the U. S. Government. 1940—1945" 杉本、田島、川崎共訳「原子爆弾の完成—スマイス報告—」。ローレンス同書。H. W. Blakeslee; "The Atomic Future" 山屋三郎訳「原子力の将来」参照。また米英加三国の原子爆弾製造の共同研究については、イギリス情報局声明書「イギリスと原子爆弾」(1945年8月12日)(スマイス同書262~294頁所載)カナダ情報局声明書(同年8月13日)(同書295~303頁所載)が夫々発表された。

ニューメキシコにおける第一回の原子爆弾爆発に先立つ一ヶ月前、ジェームス・フランク教授を長とするシカゴ冶金研究所により任命された『原子力の社会的政治的意義に関する委員会』が、陸軍長官に一つの報告書(所謂フランク報告)を提出していたが、その主要目的は、日本への原子爆弾投下に対して反対勧告を行うためであつた。「ロシアはもとより、アメリカの遣り方や意図を概ね信頼している連合諸国すら、また中立諸国も、日本に対する原爆投下によつて深刻な衝撃を受けるだらう。ロケット爆弾と同じように無差別な被害を与へ、且つそれよりも一千倍も強烈な破壊力を発揮する新兵器を秘密裡に用意し、突如としてこれを使用するような国が、かゝる兵器を国際協約によつて廃棄する希望を表明しても、世界をしてこの国の真意を諒解せしめる事は至難であらう。……日本に対する原子爆弾の奇襲攻撃によつてえられる軍事的利益と、アメリカ人の生命の節約よりも、世界各国に波及する恐怖感と反感の方が大きいかもしれない。……この見地から、新兵器の実験は、連合軍全部の眼前で、沙漠または原野上において行わるべきであらう。……かゝる実験を行つた後、日本に対する降伏の最後通牒を發し、然る後、もし連合軍(及びアメリカの国内与論)の同意がえられたなら、原子爆弾は日本に投げられてもやむをえまい。……このように考えると、日本に対して原子爆弾を逸早く投下することに我々は反対である。もし合衆国が、人類に対するこの新しい無差別破壊兵器の最初の使用となるならば、合衆国は世界中の与論の支持を失ひ、軍備拡張競争を激化し、かゝる兵器の管理に関する国際的協約を達成する可能性を阻害するであらう。」

さらに、この委員会報告を徹底させるために冶金研究所の64名の科学者は同様の趣旨の歎願書に署名し、トルーマン大統領に送つた。しかしながら同じ6月、大統領みず



# 原子兵器と国際法

城 戸 正 彦

## 目 次

- 第一節 原子兵器の発明とその効果
  - (一) (二)
- 第二節 原子兵器の国際管理と世界の与論
  - (一) (二)
- 第三節 新兵器と国際法
- 第四節 原子兵器の合法性
  - (一) 合法兵器としての原子兵器
  - (二) 原子兵器と軍事目標主義
- 第五節 原子兵器と将来戦

## 第一節 原子兵器の発明とその効果

(一)

1945年7月16日午前5時30分、アメリカは、最初の原子爆弾の爆発に成功した。この実験についてアメリカ陸軍省公表は次のように述べている。

「戦争に対するわれわれの概念を一変する運命を担っており、或はあらゆる戦争を終焉させる手段にさえなるかもしれない革命的武器が、鉄塔上に据えられて、新しい物理的世界への人類の突入を合図する衝撃を発しつゝ爆発したのである。成功は、いかに野心的な予想をも打ち破るほど大きなものであつた。一連の巨大な特設工場によつて生産された少量の物質が、世界のはじめから原子の中に閉じこめられていた宇宙のエネルギーを解放させたのである。お伽話のような偉業が達成された。戦前の研究室でどうやら作りあげられた臆測的な理論が、現実化されたのである。」

注 陸軍省公表はこのあとに、実験の様様について、詳しい説明をしている。また、この原子爆弾製造計画に参加を許された、ただ一人のジャーナリストとして、ローレンスは爆発の状況を次のように記述した。

「閃光はアルプケルクの空を照らして、「0」の東方450マイル、遙かテキサスのアマリロからも望むことができた。南方150マイルのエルバンでは閃光が見え、爆発音とそれに続く二回の反響が聞かれた。南西200マイル、ニューメキシコ州シルバーシティと北西235マイル、同州ギャラップの住民は窓が鳴つたことを報じ、ギャラップでは2回爆発音が聞えたといつている。その他の多くの地方からの報告は、爆発を地震とか隕石の落下、あるいは飛行機の墜落などと記録していた。この地区は後の検査で明かにされたが、中心部は25フィート、周辺は10フィートの深さに、半径400ヤードにわたる部分が圧し下げられていた。次の実地検査では、半径約1マイル以内では、あらゆる生命が、動物、植物を問わず、絶滅したことが明らかになつた。そこには一匹の

# 愛媛大学紀要

正  
本

乙  
第

五  
六

号  
證

第四部 社会科学

第二卷 第三号

## 目 次

公共の福祉について.....	渡 辺 宗太郎	387
政治家論.....	守 谷 美 苗	393
保険約款の法性の根拠と保険契約 のもつ意味的関連性について.....	金 平 幹 夫	419
原子兵器と国際法.....	城 戸 正 彦	433
日本の柑橘栽培地域の地理学的研究(3).....	村 上 節太郎	467

昭和 31 年 12 月

愛 媛 大 学

副  
主  
査  
欣

松  
井